平成27年(行ウ)第238号、第381号 南相馬避難解除取消等請求事件 原告 菅野秀一 外807名

被告 国(処分行政庁:原子力災害現地対策本部)

代理人意見陳述要旨

平成27年9月28日

東京地方裁判所民事部第38部A1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田健治

第1 はじめに

- 1 本件は、福島第一原発事故(以下単に「原発事故」といいます。)による放射 能汚染から、自分たちや子ども・孫の健康を守ろうとする、南相馬の住民たちの 訴訟です。原告たちは、震災当時の住居周辺の放射線量はまだ高く安心して暮ら すことはできない、これまで原告たちの避難の権利を実現してきた特定避難勧奨 地点の指定を、今後も継続してほしいと求めています。
- 2 別紙1は、原発事故後の避難指示区域の概念図です。政府は、原発事故後の平成23年4月22日に、避難指示の基本的な枠組みを定めました。それが、原発事故から20km圏内の警戒区域、20km~30km圏の緊急時避難準備区域、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域について設定された計画的避難区域です。これらのほか、政府は、南相馬市などの一部について、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあるものの、面的な広がりはない場所について、世帯単位で避難の促進・支援を行うことにしました。これが、この訴訟で問題となっている特定避難勧奨地点です。

- 3 別紙2(甲第9号証の一部)は、南相馬市内の20km圏外の空間線量率を地図にしたものです。原告たちが居住していたのは、南相馬市の中でも西側の山沿いの地域、南から片倉、馬場、押釜、高倉(たかのくら)、大谷(おおがい)、大原、橲原(じさばら)、上栃窪(かみとちくぼ)の各行政区(以下「本件地域」といいます。)です。地図から分かるとおり、本件地域は、空間線量率が、緑色の毎時0.43マイクロシーベルトから、オレンジ色の1マイクロシーベルト以上、そして一部には赤い2マイクロシーベルトを超える地域もあります。原発事故前の通常の空間線量率は毎時0.04マイクロシーベルト程度ですので、本件地域は、原発前の10倍から50倍も放射能に汚染されていることになります。
- 4 本件地域の住民は、そのほとんどが、緊急時避難準備区域や特定避難勧奨地点に指定され、避難しました。避難先は、福島市や山形県などの遠方の場合もあれば、南相馬市内の放射線量が低い街中に作られた仮設住宅の場合もあります。特定避難勧奨地点に指定されることで、医療費や各種保険料の免除などの支援が受けられるほか、東京電力からは避難による賠償金が支払われます。こうした避難への支援は、政府が昨年12月に行った地点の指定解除のため、打ち切られてしまいました。原告の中には、支援の打ち切りにより本件地域に戻ることを余儀なくされた者もいれば、経済的に苦しくなる中、避難を継続している者もいます。こうした実態は、今後原告の陳述書やアンケート調査などを通じて明らかにしていきます。

第2 年間20ミリシーベルトは高すぎる

- 1 政府は、特定避難勧奨地点を、年間20ミリシーベルトを下回ることが確実であるという基準で解除しました。しかし、この年間20ミリシーベルト基準は、あまりに高すぎます。
- 2 たとえば、原発で働く労働者など、放射線業務従事者に適用される被爆限度は、 5年で100ミリシーベルト、年間で平均すると20ミリシーベルトです(放射

線障害防止規則4条1項)。実際の被ばく量はこれよりはるかに少なく、たとえば平成26年度の原子力事業者で働く放射線業務従事者の平均被ばく量は、1.5ミリシーベルトでした(別紙3(公益財団法人放射線影響協会「放射線業務従事者の年間関係事業所及び線量(平成26年度)」))。放射線業務従事者には、事前の教育・訓練が義務づけられ、被ばく量は手帳により管理され、また定期的な健康診断も義務づけられています。政府の今回の解除基準は、このような放射線防護の対応が一切なされていない一般住民に、一定の防護の体制が整えられている労働者よりも、はるかに多くの被ばくを強いるものです。

3 また、放射線による障害を防止するために設けられている放射線管理区域の設定基準は、外部線量について3ヶ月あたり1.3ミリシーベルトとされており(放射線障害防止規則3条1項1号)、年間に直すと5.2ミリシーベルトです。放射線管理区域は、標識によって明示されなければならず(同条柱書)、必要のない者の立ち入りは禁止され(同条4項)、立ち入る労働者は外部被ばくおよび内部被ばくの線量を測定しなければならないとされています(同規則8条1項)。

政府が定めた年間20ミリシーベルトという基準は、この放射線管理区域の基準の約4倍にもなります。政府の今回の解除は、避難への支援を打ち切ることで、何の防護の対策もしないまま、一般住民を、本来であれば厳重な管理を必要とする放射線量が残る地域に帰そうとするものです。

第3 違法性

- 1 政府による特定避難勧奨地点の解除は、以下の3点から違法です。
- 2 第一に、憲法および社会権規約上、政府は人々の健康に対する権利を確保すべき法的義務を負っています。一般公衆の被ばく限度は、原発事故以前から、国際基準上も国内法令上も、年間1ミリシーベルトとされてきました。事故後もこの基準に何ら変更はありません。ところが、原告たちは、本件解除により避難への支援が打ち切られ、事故時の住所地への帰還を余儀なくされ、年間1ミリシーベ

ルトを超える被ばくを甘受せざるをえなくなります。このような本件解除は、公 衆の被ばく限度が年間1ミリシーベルトを越えないことを確保すべき政府の義 務に反するものであり、違法です。

- 3 第二に、解除の根拠法である原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」といいます。)は、国民の生命・身体の保護を目的としており(同法1条)、原発事故により「国民の生命、身体」に生じる被害たる原子力災害(同法2条1号)(これが発生する蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策である緊急事態応急対策を実施する権限を原子力災害対策本部長に付与しています(20条2号)。本件事故に起因する放射線による健康影響を回避するための防護措置の実施に関する基準として政府が採用している国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告は、緊急事態後の長期被ばく状況である現存被ばく状況下における放射線防護における原則として、正当化の原則、最適化の原則、参考レベルという3つの原則を採用しています。
- (1) 正当化の原則は、「放射線被ばくの状況を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである」というものです。しかし、今回の解除は、正当 化の原則から見ると、害こそあれ便益は何ら存在しません。
- (2) 最適化の原則は、「被ばくは合理的に達成できる限り低く保たれるべきである」というものです。しかし、今回の解除は、原告たちの被ばくをむしろ増や す決定です。
- (3)参考レベルとは、「これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断される線量」と定義され、ICRPは1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの下方部分から選択すべきであり、過去の代表的な値は1ミリシーベルトであったとしています。ところが、政府が用いている年間20ミリシーベルトという基準は、この参考レベルの最も高い値を採用するものですしたがって、今回の解除は、ICRPの3つの原則すべてに反するものであり、違法であると言わざるを得ません。

4 第三に、当時の原子力安全委員会は、原災法(平成二四年六月二七日法律第四一号による改正前のもの。以下「改正前原災法」という。)20条6項に基づく技術的助言や同法20条5項の原子力災害対策本部長に対する意見として、防護措置の解除について取るべき手続きを述べています。具体的には、①防護措置の解除にあたっては、解除後の新たな防護措置の実施時期、方法、内容等を定め、必要な準備を行うこと、②解除の意思決定および解除後の新たな防護措置の立案にあたって、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組みを構築し、適切に運用すること、の2点です。

ところが、今回の解除は、これらに反し、新たな防護措置が計画されることもなく、また地元自治体や住民が関与できる枠組みが構築されることもないままに強行されました。本件解除は手続的要件を満たさず違法です。

第4 最後に

本件は、本来であれば、民主的なプロセスの中で、原発事故の影響を受ける住民の影響が適切に反映され、政治的に解決されるべきであったことはいうまでもありません。原告たちは、これまで政府と何度も交渉を持ち、また南相馬市や市議会も含め、一致して拙速な解除に反対してきました。しかし、今後法廷で明らかにしていくように、政府はこうした住民の意見に何ら耳を傾けず、応答すらほとんどしないまま、今回の解除に踏み切りました。

私は、福島原発事故の最大の教訓は、私たち人間の知見や予測には限界があるということだと考えています。放射能の健康への影響には、いまだに未解明な部分が多数残されています(原発事故子ども・被災者支援法1条参照)。今後明らかにしていくとおり、ここ数年、これまでよりも低い数ミリシーベルトという被ばく量でも、統計上有意な放射線による健康影響が報告されるようになってきました。健康影響が発生すれば、その因果関係をめぐる長い法廷闘争が必要となることは、私たちが、原爆症や各種公害裁判の経験から知るとおりです。健康を守り、将来に禍根

を残さないためにも、健康影響を未然に防止するために、今政府が行動するよう、 裁判所の介入を求める次第です。

以上